厚生文教委員会(11/13)　～教育委員会関係～

◎佐藤正幸委員　初めに、特別支援学校における教員不足と教室不足についてお聞きしたいのですけど、議会にも何度も請願も出されております。特別支援学校では教員が足りない、教室も足りないという悲嗚が学校の現場からも、そして保護者の方々からも繰り返し出されてきていると思うのですよね。

まず私、基本的なことをお尋ねしたいのですけど、いしかわ特別支援学校も明和特別支援学校も当初の子どもの想定人数が210人だったというふうにお聞きをしました。それぞれ初年度、支援学校となった初年度、子どもたちの人数はどのくらいで、現在はどのくらいの子どもたちが通っておられるのか、まずお尋ねしておきたいと思います。

◎木下公司教育長　いしかわ特別支援学校でございますが、これは平成18年度に開設ということで114名でした。今現在は376名ということです。明和特別支援学校は22年開設ということです。257名でございました。今年度は285名ということです。

◎佐藤正幸委員　想定210人ということだと思うので、今お話をお聞きするといしかわ特別支援学校376人、想定の1.8倍、明和だと285人、1.35倍、想定よりも多い人数、しかも子どもたちが増えてきているのに、配置されるべき標準法というんでしようか、教職員が831人ということなのですけれども、実際に配置されているのは764人というふうに聞きました。これは恐らく教育長も67人不足しているということはお認めに恐らくなると······、ならない?では後から答弁いただきたいと思うのですけど、不足していると思うのです。

前回、2年ほど前も紹介しましたけど、いわゆる教員１人で車椅子2台押していると。考えてみたら恐らく右手と左手と押しているのでしょうね、足りないから。これは当たり前になっていると。だけれども、教育長は繰り返し「児童1人当たりの教員数は全国平均よりも手厚い」とか、それから「校長先生から支障が出ているという報告は聞いたことがない」などと、2年前のこの委員会で答弁されているんです。まだこの認識をお持ちなのか。

私、理解できないんですよ。現場からこれだけ悲喝上がっているのにどうして教員を増やさないのでしょうか。

◎木下公司教育長　教職員定数については、いわゆる標準法により標準が定められているということです。我々としてはその範囲の中で都道府県が教職員を配置すべきものというふうに考えております。教職員の配置でございますけれども、標準法の範囲内で各学校長の意見を聞きながら、学校の実情に合わせて行っているということでもございますし、結果として校長から支障が出ているという報告は受けていないということでもあります。

標準法による定数でございますが、学校の規模が小さければ小さいほど、児童生徒1人当たりの教職員が多くなる仕組みというふうになっておりまして、本県の場合は小規模な学校が多いというようなことで若干現実の配置との乖離があるのではないかというふうに考えているということです。

例えば今ほどありました大規模校でありますいしかわ特別支援学校でいえば、若干ではございますが法定数を上回った形での配置になっているということです

繰り返しになりますけれども、児童生徒1人当たりの教員の配置、これは全国と比較できる平成26年度でございますが、本県の場合は0.67人で全国平均の0.64人よりも手厚い配置となっているということを改めて申し上げておきます。

◎佐藤正幸委員　請願出されて、調査意見を改めて持ってきたんですけど、そのときは標準法に対して69人減というふうに、これは教育委員会としての調査意見出ているんですよね。だから、標準法に比べて去年は69人少ないということは、これは私、教育長としてお認めになっているというふうに私は理解したので、今回もそうなんですかと言ったら、いろいろいろいろ理由をつけて、何か手厚いんだということをおっしゃるんですけれども、だけどこの請願だされている芽吹きの会の皆さんのアンケート、今まとめているらしいのでもらったんですけど、切実なんですよね。食事、移動、トイレ介助に人が足りないとか、待たせることが多くて子どもたちの願いに思いに沿ってかかわることが難しいとか、講師も多いので仕事が引き継げずに教諭ヘのしわ寄せが大きいとか、ぎりぎりの人数なのである先生が出張に行ったら児童の安全を，守り切れないとか、非常に深刻なのは全ての教室に安心·安全を確保できていないと、こんな声まであるんですよ。ぜひ、いろいろ言わずに現場の声にしっかり耳を傾けてほしいと思うのです。

さらにお聞きしますけど、今度は教室不足の問題ですね。先ほどのアンケートの集計見ましたら、例えばこんな声がありました。音楽室でないところで音楽やっている。体育館でないところで体育をしているとか、パソコン室も作業室も全く足りてない、風除室というのがあるんですかね、土間で授業している、こんな声まであったんですよ。

これにもまた教育長は「充実した環境のもと、多様な活動を展開して学習しており、特段の問題は生じていない」と、こんな立場まだとり続けられるんですか。そこをお尋ねしておきたいと恩います。

◎木下公司教育長　これも重ねての答弁になりますけれども、本県ではこれまで複数の障がい種に対する、いしかわ特別支援学校と明和特別支援学校を開設するなど、計画的に特別支援学校の整備を進めてきたという自負がございます。そうしたことから、本県の児童生徒は各学校の充実した環境のもと、多様な活動を展開して学習しており、特段の間題は生じていないというふうに考えております。

なお、児童生徒1人当たりの校舎面積を見ますと、先ほどの例でいえば、いしかわ特別支援学校では46平米でございまして、全国平均の42平米を上回っている、というこういった状況です。

以上です。

◎佐藤正幸委員　どうも2つの学級で1つの部屋を使っているとか、あるいは特別支援学校なので、さまざまな事情の中でパニックを起こされた子どもさんや、調子の悪い生徒さんが過ごす部屋すらないという声があるわけなんですよ。「報告はない」というふうに教育長言うんですけど、私はいまお話しましたから、そういう実情があるんです。決して私は充実した環境のもと、特段の問題は生じていない、なんて言えないと思うんですよね。ここは是非認識してもらって、必要な改善を是非行っていただきたいというふうに思います。

まだ時間あるようですので次行きますけれども，いしかわ学びの指針12か条というものがあるようで、これに基づく学校づくりが行われているということらしいんですよね。

県のホームベージを見ましても、いろいろ12か条推進校指定事業とか、それに基づいて研究発表会とかいろいろ努力されているようですが、しかしこれが学校間の競争となって、学校ごとに目に見える特色を出そう、出そうということになって、これは形だけのものではないのかという声も私お聞きしてきたんです。

それで、この学びの12か条の推進に当たって今後改善すべき点があるんじゃないかと思うんですけど、そこはどんなふうにお考えなのか、まずお尋ねしておきたいと思います。

◎木下公司教育長　学びの指針12か条でございますけれども、さまざまな学力状況の調査結果をもとにして、本県の児童生徒及び学校の状況と課題を明らかにした上で、本県が目指す学びのあるべき姿というようなものを、中長期的な指針として策定させていただいているということです。現在、各学校においてはこの指針をもとにして、各学校毎に設定した目標に向けて、それぞれの児童生徒の現状、背景に照らして課題を明らかにしながら、その解決に向けた取り組みを推進しているということです。

本県では、このような学力向上における一連のプロセスを、しっかりと確立しながら、さらなる充実をさせていく必要があるということで、今年度から新たに学びの組織的実践推進事業というものを実施いたしまして、目標の共有化、分業化、継統、こういった視点を大切にしながら組織体制の見直し、あるいは学力調査を生かした学力向上PDCAサイクルの確立などに、取り組んでいるということです。

現在、次期学習指導要領の改訂に向けていろんな作業が行われておりますけれども、各学校が円滑かつ効果的に接統できるように、今後求められる新たな学び、アクティブ・ラーニングでありますとか、ICTの効果的な活用でありますとか、こういったことに配慮した概要をしっかりと盛り込んでいく、改訂していく、こういった必要があるだとうというふうに思っております。

以上です。

◎佐藤正幸委員　いろいろおっしゃったんですけれども、ある学校では「感謝マット」と言われるものがあるそうなんですよね。賛否両諭があるとお聞きしています。

朝、学校の前で挨拶をおこなうということは、いいのですが。玄関から少し離れたところにマットが敷かれており、子どもたちが1人ずつそこに乗って、「おはようございます」と校舎に一礼を行ってから、学校に入る。今度、下校時に再度、そのマットの上に乗って、「ありがとうございました」と一礼して帰ると。これが通称「感謝マット」というふうに呼ばれているようです。こういうことが、特色ある学校づくりみたいになってしまっている現状がある。これはやはり、賛否両論あると思うんですよね。

またほかの学校では、下駄箱に靴入れる際、靴のかかと部分を下駄箱の前面部にしっかりと綺麗に揃えていると、これが「美しい、我が校の特色」というふうになっちゃっているとか。学校現場ではそういうことが多々起こっていると思うんですよ。

私はそういうことによりも、もっと子どもたちの内面に沿った学びの12か条になるようにぜひ努力していただきたいな、というふうに思います。

最後に道徳性の教育についてだけ、これは簡単にお聞きしておきたいんですけど。私、前回、7月のときにもやりましたけど，道徳性の教育そのものを否定するものでなくて、これはいろいろあると思うんですけど、今の安倍政権の進める教科化の問題というのは、国民の意思とか価値観とか人格的な価値意識とかを、国会によって統制管理していくという側面が非常に強いと私は懸念しているんです。

その立場からお聞きしたいんですけど、教育長は7月の委員会でこんなことを、おっしゃっていましたね。「道徳として教える内容というのは、人が人として普遍的に持たなければならないものと、あるいは多様な価値観に対する整容性について、しっかり教えていくということだ」と、こんなふうに御答弁されました。それはそのとおりなのでしょうが、私、心配しているのは、子どもたちや若者の心のありようが、問題なんだと。あなたたちがしっかりしてないからだめなんだと、自己責任というんですか、内面の行動規範だけを組みかえるような、そういうやり方だけでは子どもたちの心に響かないのではないかという懸念をもつんですね。

もう少し具体的に言うと、例えば心ならずとも、いじめに手をかしてしまったり、あるいは見過ごしてしまうような、そういう子どもたち、若者の心のありようを生んでいる、今の政治や社会の責任というか、問題というんですか、そこに目を向けないで、ともかく、子どもたちの内面だけを切りかえていくという、そういうやり方だけでは上手くいかないのではないかと思うんです。その辺は基本的な認識だけ、これ最後にしますのでお聞きしておきたいと思います。

◎木下公司教育長　世の中には、どんなに社会が変化をしても、世代、時代を超えて変わらない価値のあるものというものと、時代の変化とともに変えていく必要があるものと、こういうものがあるというふうに私は思っております。時代を超えて変わらない価値のあるものについては、しっかりと社会規範を守っていくこと、あるいは自らを律しつつ、他人と協調し、他人の心を思いやる心を持つこと、人権を尊重する心、あるいは自然を愛する心などがあるというふうに思っております。これらはいつの時代もどこの国においても、大切にされなければならない。いかに不条理な世の中であっても、しっかりと心の中で守らなければならないもの、不易なものがあるというふうに思っております。

　　　　前回も申し上げましたが、特定の価値観を押しつけるということではなくて、広く国際的な視野に立って多様性を寛容するといしますか、そういった考え方の中で、子どもたちに人が人として、普遍的に持たなければならないこと、人間の生き方、あり方としての基本、こういったことをしっかり教えていくというのが道徳であるというふうに考えております。

◎佐藤正幸委員　教育長の言葉をおかりすれば、世の中の不条理なことが、著者や子どもたちの心をゆがめるという面があると思うんですよね。そのゆがみがあって子どもたちが、例えば人間として生きることの希望とか誇りなどを持つことができない状況のときに、いかに規範だけを上から徳目を教え込んでも、これは心に響かない。生きる勇気とか子どもたちの希望を奪っている。そこの内面に心寄せて、一人一人に沿った教育をしていくということが、私は大事ではないかなと。教育長がおっしゃられたように、特定の価値観を押しつけるものではないということですので、それに沿った道徳性の教育を私は望んでいきたいというふうに思います。

この問題は系統的にまた取り上げたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

終わります。